

都市計画税の導入検討について

野洲市 企画調整課

1. 都市計画税とは

- 都市計画事業や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的税
- 原則として市街化区域内的の土地・家屋の所有者に課税

▼都市計画事業

…都市計画法に基づき、県知事の認可を受けて行う都市計画施設（道路、下水道、都市排水設備、都市公園等）の整備などを行う事業

▼目的税

…特定事業の経費に充てる目的で課税される税

【県内の導入状況】

県内13市のうち、9市において都市計画税が導入されています。
大津市（税率0.3%）、草津市（税率0.3%）、
栗東市（税率0.2%）、守山市（税率0.2%）など



2. 検討の経緯と現状

- 本市では、過去（H15,19,21）にも都市計画税の導入に係る議論を行ったが、導入は見送り
- そのため、本来、都市計画税で賄うべき、都市基盤の整備に、一般財源から相当の経費を支出

【平成21年度の検討経緯】

- ・ 財政健全化集中改革プラン【素案】の項目のひとつとして、都市計画税の導入検討を行うことを提案（平成23年度から税率0.2%で課税）。
- ・ 市議会や市民懇談会での議論を通じて、都市計画税の趣旨と必要性は議会や多くの市民に理解されたと判断し、議会への都市計画税条例提案を予定。
- ・ しかし一部自治会からの強い反対があったため、慎重を期して提案を見送り。
- ・ 今後の市の新しいビジョンとまちづくりの計画を具現化する中で改めて都市計画税の導入を提案することとした。

【主な都市基盤整備事業に投入した一般財源の総額】

概算 約70億円（平成18年度～平成29年度）

3. 本市の課題

▼狭小な市街化区域

- 本市における都市計画区域に占める市街化区域の比率は約13%と、大津湖南都市計画区域内の他市と比較して1/2～1/3と極端に低い比率となっています。

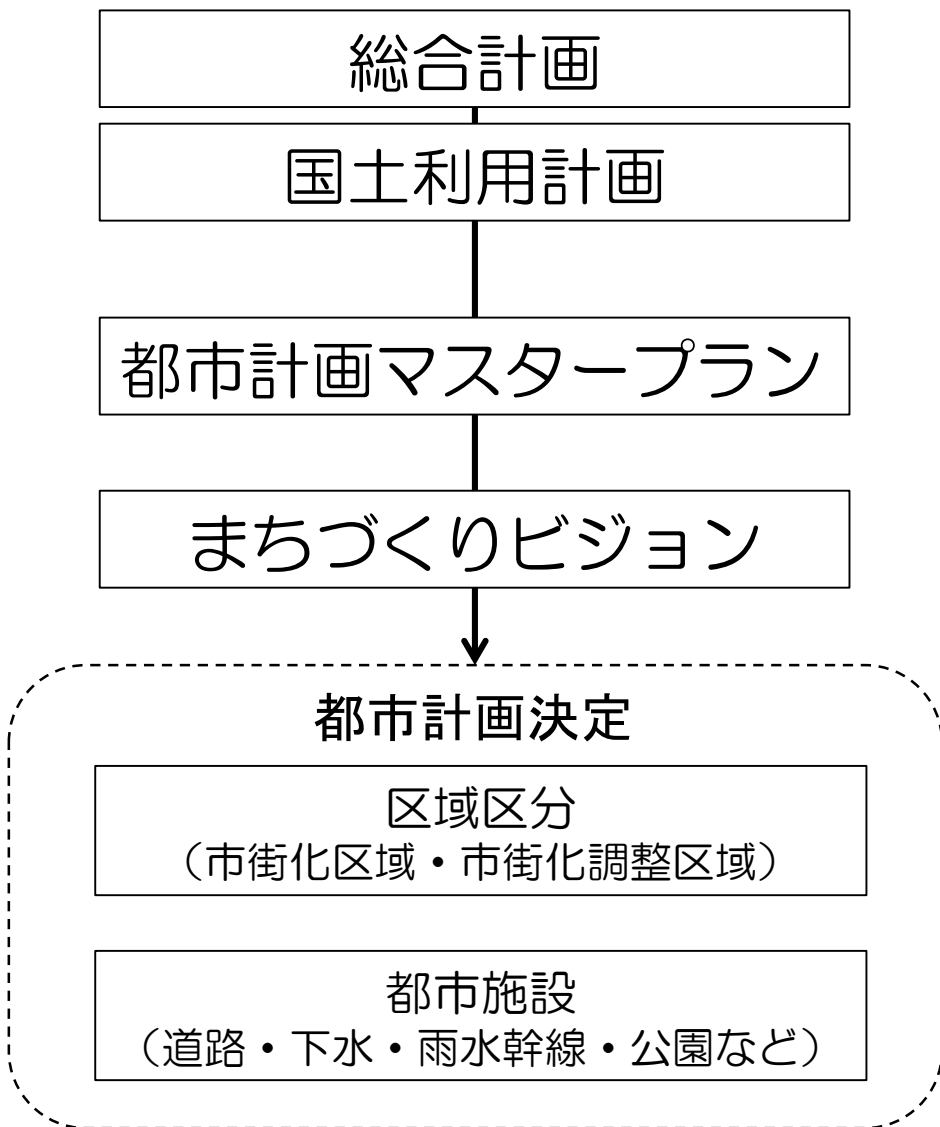
▼都市基盤整備の遅れ

- 昭和40年代以降に人口増加を目指さず、企業誘致を最優先にしたまちづくりを進めてきたため、結果的に道路整備や市街地排水対策等の都市基盤整備の遅れに影響を与えています。

▼歪な財政構造

- 本来、都市基盤整備は、目的税である都市計画税を財源として実施すべきですが、本市ではこれまでも道路整備や都市排水対策などに多額の一般財源を充当して実施しています。

4. 本市の都市計画体系



…まちづくりの最上位計画

H24.4月改訂

…土地利用に関する基本的事項を定めた計画

H25.4月改訂

…都市計画に関する基本的な方針

H25.4月改訂

…市街化の実現性・可能性の高い地区について
市街化編入のあり方を整理

H28.3月策定

都市計画道路整備

・国道8号野洲栗東バイパス

・大津湖南幹線 など

都市排水対策(雨水幹線)

都市公園整備



5. 導入検討に至った理由

▼定住化に向けた住宅用地の整備

持続可能な都市づくりに向け、定住化促進のための市街化区域の計画的な拡大、防災機能の強化を図るためには、道路、都市公園、市街地排水対策等の基盤整備が必要となります。

▼福祉・教育の充実

本来、都市計画税により賄うべき雨水幹線整備など都市計画事業に一般財源を充てている現状を是正し、福祉・教育分野に充当する一般財源を確保することが必要です。

▼国の制度改革に伴う地方財政の影響

度重なる国の制度改革により、以下のような市財政への影響が予測されます。

- ・ 法人市民税の平準化による歳入減
- ・ 保育・幼児教育の無償化による経費増
- ・ 社会保障制度の見直しによる市負担の急増 など

6. 導入の効果

都市計画税の導入によって進めるまちづくり

- 災害に対する安全・安心の確保
- 公園緑地などゆとりある都市空間の整備
- 安全でうるおいのある住環境の整備

【想定される具体的な取り組み】

- ▼ 雨水幹線整備、河川改修、洪水調整池整備など
- ▼ 都市公園整備など
- ▼ 歩道のバリアフリー化、街灯整備、修景整備など





都市排水対策(雨水幹線整備)



交通施設整備(駅前広場整備)



都市公園整備



都市計画道路整備

7. 都市計画税の導入(案)

1. 課税の対象となる区域・資産
 - 市街化区域内に所在する土地・家屋
 - 市街化調整区域のうち地区計画区域など条例で定める区域内に所在する土地・家屋
2. 納税義務者
 - 毎年1月1日現在、課税対象区域内に土地または家屋を所有する人
3. 税率
 - 0.2%

【課税総額の試算】

税率0.2%課税・・・約3.5億円/年

[illegible]

「野洲リバーサイドタウン」
地区計画

「小篠原台」地区計画

凡 例				
图例	说 明	类 别	类 号	备 注
	森	森	915.92	—
	林	林	915.93	—
	苗	苗	915.94	—
	竹	竹	915.95	—
	花	花	915.96	—
	草	草	915.97	—
	藤	藤	915.98	—
	木	木	915.99	—
	果	果	916.00	—
	菌	菌	916.01	—
	藻	藻	916.02	—
	地	地	916.03	—
	水	水	916.04	—
	火	火	916.05	—
	风	风	916.06	—
	雨	雨	916.07	—
	雪	雪	916.08	—
	霜	霜	916.09	—
	雾	雾	916.10	—
	霾	霾	916.11	—
	霾	霾	916.12	—
	霾	霾	916.13	—
	霾	霾	916.14	—
	霾	霾	916.15	—
	霾	霾	916.16	—
	霾	霾	916.17	—
	霾	霾	916.18	—
	霾	霾	916.19	—
	霾	霾	916.20	—
	霾	霾	916.21	—
	霾	霾	916.22	—
	霾	霾	916.23	—
	霾	霾	916.24	—
	霾	霾	916.25	—
	霾	霾	916.26	—
	霾	霾	916.27	—
	霾	霾	916.28	—
	霾	霾	916.29	—
	霾	霾	916.30	—
	霾	霾	916.31	—
	霾	霾	916.32	—
	霾	霾	916.33	—
	霾	霾	916.34	—
	霾	霾	916.35	—
	霾	霾	916.36	—
	霾	霾	916.37	—
	霾	霾	916.38	—
	霾	霾	916.39	—
	霾	霾	916.40	—
	霾	霾	916.41	—
	霾	霾	916.42	—
	霾	霾	916.43	—
	霾	霾	916.44	—
	霾	霾	916.45	—
	霾	霾	916.46	—
	霾	霾	916.47	—
	霾	霾	916.48	—
	霾	霾	916.49	—
	霾	霾	916.50	—
	霾	霾	916.51	—
	霾	霾	916.52	—
	霾	霾	916.53	—
	霾	霾	916.54	—
	霾	霾	916.55	—
	霾	霾	916.56	—
	霾	霾	916.57	—
	霾	霾	916.58	—
	霾	霾	916.59	—
	霾	霾	916.60	—
	霾	霾	916.61	—
	霾	霾	916.62	—
	霾	霾	916.63	—
	霾	霾	916.64	—
	霾	霾	916.65	—
	霾	霾	916.66	—
	霾	霾	916.67	—
	霾	霾	916.68	—

都市計画区域一覧表						
行政区	番号	公園名	種別	番号	公園名	種別
市 区	2-2-101	永 青 園 分	公園	2-2-104	永 青 園 二 分	公園
	2-2-102	永 青 園 分	公園	2-2-105	永 青 園 二 分	公園
	2-2-103	永 青 園 分	公園	2-2-106	永 青 園 二 分	公園
	2-2-104	永 青 園 分	公園	2-2-107	永 青 園 二 分	公園
	2-2-105	永 青 園 分	公園	2-2-108	永 青 園 二 分	公園
	2-2-106	永 青 園 分	公園	2-2-109	永 青 園 二 分	公園

8. 都市計画税の算出例

1. 野洲駅近郊の住宅地

【土地】住宅用地165m² 【家屋】住宅(木造築10年程度)延床面積120m²

⇒ 税率0.2% 年間16,200円

2. 郊外の住宅地(市街化区域)

【土地】住宅用地205m² 【家屋】住宅(木造築28年)延床面積150m²

⇒ 税率0.2% 年間8,900円

3. 野洲駅前のマンション

【土地】住宅用地1,500m²(持分1/50) 【家屋】住宅(非木造築16年)延床面積100m²

⇒ 税率0.2% 年間19,200円

4. 市街化調整区域の地区計画区域

【土地】住宅用地250m² 【家屋】住宅(木造築8年)延床面積120m²

⇒ 税率0.2% 年間19,000円

・市民懇談会の開催予定

都市計画税の導入について広く市民と議論を行うことによって、市民とともに将来のまちづくりについて考える機会とすることを目的に市民懇談会を開催します。

【日時・会場】

	日 時		会 場
1回目	1月20日(日)	15:00～16:30	図書館ホール
2回目	1月26日(土)	10:00～11:30	コミセンみかみ
3回目	1月30日(水)	19:00～20:30	コミセンひょうず
4回目	2月1日(金)	14:00～15:30	コミセンしのはら
5回目		19:00～20:30	文化ホール(小ホール)
6回目	2月2日(土)	10:00～11:30	コミセンぎおう
7回目		19:00～20:30	コミセンきたの
8回目	2月3日(日)	10:00～11:30	コミセンなかさと

※いずれの会場でも同じ内容です。どの会場にもお越しいただけます。

※上記以外に、要望のある自治会や団体においても実施します。



【お問い合わせ先】 導入検討に関すること・・・企画調整課 Tel.587-6039
税の制度に関すること・・・税務課 Tel.587-6040